

# （仮称）新統合中学校の校名を募集！

市教育委員会では、本渡町広瀬（大矢崎埋立地）に新しく建設する中学校の校名を募集します。

新しい中学校は本渡・佐伊津・本町中学校の3校を統合する新設の中学校で、平成22年4月の開校を目ざしています。皆様のご応募をお待ちしています。

■**応募資格**＝本渡・佐伊津・本町中学校区に在住の小学生以上の人（応募は1人1点に限ります）。

※ただし、小・中学生は学校を通じて募集します。

■**選考方法**＝応募された学校名を参考に、校名選定委員会で校名（案）を選定します。

【問い合わせ先】本庁（別館）・学校教育課教育企画係（内線2503）

■**応募方法**＝ハガキなどに、中学校の校名（ふりがな）と考案理由、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別を記入し、1月4日金から同25日金（当日消印有効）までに郵送またはFAX、電子メールなどで本庁（別館）・学校教育課へ提出してください。

【郵送・持参】〒863-0048市内中村町10-8 天草市役所・学校教育課

【FAX】㊟1191

【電子メール】gakkou@city.amakusa.lg.jp

■**発表**＝市政だより天草と市ホームページで発表します。

■**その他**＝採用した校名に関する諸権利は、天草市に帰属するものとします。

## 御所浦～水俣間を結ぶ

# 乗合海上タクシーを運航します！

本渡～御所浦～水俣間を結ぶフェリーの運休に伴い、水俣方面への交通手段を確保するため、乗合海上タクシー（予約制）を運航します。医療機関への受診や通学、買い物などに、ぜひご利用ください。



■**寄港**＝本郷港・横浦港・嵐口港 ⇄ 水俣港

■**期間**＝1月4日金から3月30日㊟までの毎週火・金・日曜日。

■**片道料金（1人当たり）**＝12歳以上1,000円、12歳未満500円、6歳未満は無料（ただし保護者同伴）。

■**予約方法**＝乗船する前日の午前9時から出発時間の1時間前まで（1便は前日の午後5時まで＝下表参照）に、電話で天草海上タクシー協会（御所浦町商工会内） ㊟3059へ予約してください。予約する際は氏名、電話番号、希望する便、利用人数、乗降する港をお知らせください。

### 御所浦地区（本郷・横浦・嵐口港）・水俣港の出発時間と予約時間

便名	御所浦地区 (本郷・嵐口・横浦港) の出発時間	水俣港の出発時間	予約時間	
			前日	当日
1	7:30ごろ	9:00ごろ	9:00～17:00	予約できません
2	12:00ごろ	13:30ごろ		出発1時間前まで
3	16:00ごろ	17:00ごろ		

※御所浦地区は予約状況により出発港が変わりますので、いずれの港でも出発時間までに乗船場へおいでください。

【問い合わせ先】本庁・地域振興課地域振興係（内線1342）

平成19年中に給料や賃金を支払った事業所または個人は「給与支払報告書」を本

## 給与支払報告書の提出をお願いします

※詳細は天草中央保健福祉センター ㊟3737へお尋ねください。

### ◆1月の献血日程

期日	場所	時間
1/16㊟	高浜公民館	9:00～12:00
	天草町民センター	13:30～16:00
17㊟	市役所本庁	9:00～11:30
		12:30～16:00
23㊟	牛深支所	9:00～12:00
		13:00～16:00
24㊟	JAあまくさ河浦統括支所	9:00～11:30
		12:30～15:30

1月の献血日程は左表のとおりです。皆様のご協力をお願いいたします。  
▼**持参品**＝献血カード（献血手帳）、身分証明書（初回のみ）。

献血にご協力ください

▼**提出先**＝〒8631863 1（住所記載不要） 天草市役所・市民税課市民税係 税係（内線1147）へ。

「給与支払報告書」を提出しないと、従業員の人に住民税の申告をお願いすることがあります。なお、提出期限は1月31日㊟となつていますが、事務の都合上、できるだけ1月21日㊟までに提出をお願いします。

## おわびと訂正

12月1日号「市政だより天草」おしらせ版4ページ（保育園児を募集します）の記事の中で誤りがありました。おわびして訂正します。

●小宮地保育所の電話番号  
〔誤〕 ㊟2002 → 〔正〕 ㊟462002

## 事業者にかかる固定資産税が免除されます

—平成20年度分の受付は1月31日㊟まで—

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大を図るため、事業者にかかる固定資産税を3年分課税免除する特例などを設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

項目	固定資産税の特別措置	企業誘致のための奨励措置
<b>対象</b>	製造業・ソフトウェア業・旅館業（下宿営業を除く）を行うための特別償却設備（家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業のために使用する償却資産で機械および装置）を新設・増設した事業者。	製造業・機械等修理業・ソフトウェア業・情報処理／提供サービス業・学術／開発研究機関・旅館業（下宿営業を除く）を行うための家屋と事業のために使用する償却資産を新設・増設した事業者。
<b>免除される固定資産（適用基準）</b>	平成19年中に新設・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの。なお、土地は取得日の翌日から1年以内に家屋が建設されたものに限ります。	● <b>新設の場合</b> …正社員の新規雇用者数が10人以上で、取得価額の合計額が2,000万円を超える家屋と償却資産。 ● <b>増設の場合</b> …正社員の新規雇用者数が5人以上で、取得価額の合計額が1,000万円を超える新たな家屋と償却資産。 ※いずれの家屋と償却資産も、市の企業誘致促進条例の適用工場等としての指定を受けていなければなりません。
<b>免除期間</b>	固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。	操業開始後、固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。
<b>申請期限</b>	毎年1月31日まで。	毎年1月31日まで。
<b>申請方法などの問い合わせ先</b>	本庁・固定資産税課家屋係（内線1151） 土地係（内線1155）	本庁（別館）・商工観光課商工振興係（内線2551）

※企業誘致のための奨励措置（企業誘致促進条例）には、固定資産税の課税免除のほかに、工場などの建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金の交付もあります。